

会 議 録

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

		所管課	教育総務課
会議名 (審議会等名)	令和3年度 第2回 嬉野市伝統的建造物群保存地区保存審議会		
開催日時	2022年3月29日 13:30~15:00		
開催場所	嬉野市中央公民館視聴覚室		
傍聴の可否	可 不可 一部不可	傍聴者数	0 人
傍聴不可・一部不可 の場合はその理由	コロナ禍のため、傍聴不可		
出席者	委員	大森 洋子、後藤 隆太郎、松尾 光一、森 繁晴、筒井 幸治、杉光 敬一郎、坂本 紀美子、高嶋 郁子、森 聡子(欠席者)、伊東 龍一、三島 伸雄、白濱 幸広、水山 清吾、森 四朗)	
	事務局	教育長 教育部長、教育総務課長、教育総務課副課長、教育総務課職員3名	
	その他	設計士3名	
会議の議題	別紙のとおり		
配布資料	(1) 議題 (2) 名簿 (3) 各種図面		
審議等の内容	別紙のとおり		

審 議 等 の 内 容

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

		所管課	教育総務課
議 題	令和3年度事業について		
内 容	事務局より、今年度修理した2件の家屋の修理結果、及び昨年度、市が購入した土地に建築する公開活用施設についての現況報告をおこなった。また、a家土蔵はA設計士、b家はB設計士が担当し、修理の詳細な報告をおこなった。		
審議経過	事務局	a家土蔵 古写真から判断し、明治後期頃の建物。増築年代は、所有者からの聞き取りとおりに、墨書も発見された。	
	設計士	川側の傷みが酷く、構造補強をしたが、痕跡を見つけるのは難しかった。この建物は増築時に外壁にトタンを採用した。これは増築した際の痕跡で、延焼防止となる。川側の建物も明治後期だが、部材が古く、移築だろう	
	委員	板壁の履歴があり、その履歴に基づいたということで良いか。	
	設計士	そうである。妻側は風化が激しくわからなかったというのもあり、参考にしたのは古写真でもあるが、現場での様相など総合的に判断した。角釘もあった。	
	委員	角釘についてはどうか。	
	設計士	移築前の建物のももの（本修理事物の構造とは無関係なもの）である。	
	委員	当初から板壁であり、板壁に戻したということで分かった。最初は漆喰だったのかもしれないが、途中で板になりその時点で戻したというのがわかりやすい。	
	設計士	妻側は木と痕跡から見て判断した。矢切部分は県担当者に現地を見てもらい、写真から見て、矢切部分も板壁だったと判断を頂いた。	

		b家
	事務局	家屋台帳によると昭和8年建築。
	設計士	2階は当時の意匠。1階については前回の審議会と変更がある。戸袋の位置について、聞き取り時に玄関左に腰窓と戸袋があると聞いた。剥がしてみると、柱が1本あり、雨戸袋の位置だが、柱自体は後に作られたもので建築当初は無かったと判断した。はわきだしがあり腰窓の痕跡とみた。屋根については、垂木を弱った部分に入れた。
	委員	木舞をせず板壁だったか。
	設計士	無かった。木舞をせず板壁だった。
	委員	一階の真ん中部分の腰板はどうだったのか。
	設計士	壁を解いた際に柱があった。玄関をされたときに建てられたのであろうと思うが、元々一間のアルミサッシがあり、両側に柱があり敷居に掘込があり、左右で異なるので、柱があったのだろうとの印象。
		公開活用施設建設
	事務局	公開活用施設の進捗の説明。PR映像については放映する。字幕は日中英韓に対応。PR映像のロゴは保存会理事長と協議、実際使うことが多いガイド部とも適宜協議した。
	委員	建物についてもっとあればと思ったがどうか。
	委員	ガイド部の一員として参加したが、建物についてまだ少なく、要望して追加してもらった経緯もある。
	委員	公開活用施設のコンセプト、名称については、地区内の他の公開活用施設との差別化をするように。ここで議論する内容ではないと思うが事務局いかがか。
	事務局	公開活用施設の完成が間延びしたこともあり、遅いかもしいが決めていく。
その他		

審 議 等 の 内 容

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

		所管課	教育総務課
議 題	令和4年度事業計画（案）について		
内 容	<p>事務局より、令和4年度事業を予定しているc寺裏門、d家土蔵について概要説明をおこなう。c寺裏門は一昨年に寺から直接相談があっていた設計士が修理の詳細の説明をおこなう。</p> <p>※部分修理については、本審議会の意見を踏まえ、運用する。</p>		
審議経過	事務局	c 寺裏門 シロアリや地盤沈下による被害の修理、また、屋根を前回の審議会での意見から本瓦吹きとする。	
	委員	破風のケラバは振袖で考えているか。	
	設計士	そうだ。	
	委員	破風板はひびが入り、ふりのある振袖では少し高さでガタガタとなって、よくあるのが、みのこで袖瓦を破風であてっばなしにしてしまう。これは修理解体の時にしていただければと思う。	
	設計士	瓦屋ともおさまりを確認して、現場で合わせる。	
	委員	支障がなければであるが、注意して欲しい。	
	事務局	d 家土蔵 概要説明。(8/12～14) 第1回審議会後に災害にあった建物であり、クラック等防止のためネットを下地に入れていましたが、今年の8月豪雨によりネットが一連として、漆喰の剥がれが発生しました。修理しなければならないもので(市の防災計画にて、水害被害物件は「早急に補助事業にあげる」とあるため、それを準用し)既に補	

		<p>助事業のベースに載せている。その上で修理方法についてアドバイスをいただけると幸いです。</p> <p>委員 災害復旧であっても特定物件であれば、このような修理方法でよいかというのは了解が必要と思う。漆喰が落ちるとというのは、どこの地区でもあるが、下地の土を1年程寝かせ、乾燥までを補助事業でみているところから八女はしている。秋月でもネットでの下地の採用はある。しかし、左官の腕次第ということもあり、どれが良いかは決められない。</p> <p>委員 これだったら間違いないというのは正直ない。その都度対応か、メンテナンスで約15年で修理できるのはいいことなので、その都度対応するしかないのかなと個人的に思う。全て左官の責任にせず、むしろ皆でフォローすることが重要で、試行錯誤や若干のスタイルの変更や試行錯誤、される方のやり方というものもあるため、地元で検討することがいい。ちょっと近いところだとメンテナンスもしやすいのかと思う。</p> <p>設計士 ケラバの袖の漆喰が割れて、そこからの雨漏りが原因である。委員に聞きたいが塩田では、ケラバに袖瓦をおさえてある場合、防水では安心。ただ、ケラバ漆喰で袖瓦でなく見瓦（みがわら）ということが多い。ケラバ漆喰を袖瓦に変更とはどうか？</p> <p>委員 本物件は瓦はケラバ漆喰か。袖瓦が無い時期か。八女でもよくあるが、瓦と漆喰との間から水が入ってくる。かなり気をつけている。</p> <p>委員 袖瓦は無い時代である。袖瓦に漆喰を巻き込み、見かけ上、ケラバ漆喰として袖瓦としたい。</p> <p>委員 伝建について保存のためやってみるのも大事、外観が変わらなければ問題ない。構造補強のようなもので選択肢の1つで、見た目が変わらなければ、現状変更上問題はないと思う。</p> <p>委員 技術を変えて（漆喰が）落ちないようにするのが大事である。</p>
その他		

審 議 等 の 内 容

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

		所管課	教育総務課
議 題	その他		
内 容	その他については、事務局より浦田川石垣について、街並み環境整備事業について、部分修理の運用について、説明する。		
審議経過	事務局	浦田川石垣について 県に、修理要望書を提出。引き続き県と協議する、旨報告。 (質疑なし)	
	事務局	街並み環境整備事業について 今年度・来年度予定を報告。	
	委員	配布資料にも、街並み環境整備事業のどの事業かを記載して欲しい。	
	事務局	部分修理の運用について 現地ヒアリングで用いる様式を、物件の状態をより多く拾いあげる事が出来るよう改めたものを使用し、修理候補を判断して審議会に挙げる予定。	
	委員	部分修理の用語について、違和感がある。修理物件について候補を選出し、保存審議会で最終的に審議するので、委員としてしっかり審議したいとの要望がある。	
	委員	当初は修理といえば効果を期待し、ファサードなど全部外して修理との考えだった。しかし、修理もほぼ一巡し、あまり予算が無い方が、屋根だけの工事をとの要望が出てきているため、「部分修理」という用語が出てきていると思うが、細かな要望、屋根のみの修理も対応したい。そしてルールについて細かく決めないが、要望があれば対応し、そして(修理方法について)審議会で審議するということでしょう。部分修理も全体の修理の中で対応ということによいか。	
	事務局	そうである。	
その他			

